別 添 2

平成３０年度老人保健健康増進等事業国庫補助協議（公募）要領

◇ 標記国庫補助協議については、別紙様式(協議書)の提出によることとします。
※事業の中で調査を予定している場合には、別紙様式の別紙4の別添「調査事業計画書」を必ず記載してください。

◇ なお、協議書の作成及び提出については、以下1～4を十分に踏まえて行って下さい。

１．提出書類：別紙様式「平成３０年度老人保健健康増進等事業の国庫補助協議（応募）について」

２．提出期限：**平成３０年７月２７日（金）【 郵送必着 】**
※ 持参の場合は、AM10:00～12:00、PM2:00～5:00の間のみ受付（入館手続きが必要となりますので、**持参日の前日までに電話で**事前に老健局総務課に連絡してください。）

３．送付先（提出先）：〒100-8916東京都千代田区霞が関1-2-2
厚生労働省老健局総務課企画調整係（18F 1813号室）
（TEL：03-5253-1111（内線3908、3918））

４．採択方針等
（１）老人保健健康増進等事業実施要綱の別紙に定める公募テーマ及び事業概要に該当している事業であって、その事業の効果が今後の施策等に反映できるものを対象とする。
※ テーマによっては事業概要欄に特記条件を付しているものもあるため、留意すること。

（２）原則として単年度で終了する事業を対象とする。（継続事業として採択した場合であっても、事後評価の結果によっては２年目の事業を採択しない場合がある。）

（３）他制度による補助対象事業及び国庫補助が廃止（一般財源化）された事業並びに地方公共団体の補助事業により実施していたものは採択しない。

（４）事業の主たる目的である事務・事業を５０％以上外部委託するものや、第三者への資金交付を目的とした事業は原則採択しない。

（５）事業の大部分が設備または備品購入費等であるものは採択しない。

（６）営利を目的とした事業は採択しない。

（７）補助対象額が５０万円に満たない事業は採択しない。

（８）１事業当たり２，０００万円を上限とする。（ただし、別表のテーマ番号２９については２，０００万円を超えることを可とする。）

（9）対象経費の基準額は、「別紙４　２．国庫補助協議（応募）額内訳書」記入上の留意事項の（４）積算内訳にあるとおりとする。

５．その他

採択事業の研究成果について、研究成果によって生じた著作物及びその二次的著作物の公表をするもので、学術的影響の大きい科学雑誌への投稿、報道機関への発表等社会的に大きな影響を与える成果の利用をする場合は、事前に、厚生労働省の各公募テーマ担当部署へ相談してください。

※　担当部署は採択時にご連絡いたします。